

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年 6 月22日
【会社名】	株式会社リクルートホールディングス
【英訳名】	Recruit Holdings Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼CEO 峰岸 真澄
【本店の所在の場所】	東京都中央区銀座八丁目 4 番17号 (上記は登記上の本店所在地であり、実際の本社業務は下記の場所で行っております。)
【電話番号】	03(6835)1111(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役専務執行役員 佐川 恵一
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 2 号
【電話番号】	03(6835)1111(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役専務執行役員 佐川 恵一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1 【提出理由】

平成28年6月21日開催の当社第56回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成28年6月21日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 取締役6名選任の件

取締役として、峰岸真澄、池内省五、草原繁、佐川恵一、大八木成男及び新貝康司の各氏を選任するものであります。

第2号議案 監査役2名及び補欠監査役1名選任の件

監査役として長嶋由紀子氏及び西浦泰明氏を、補欠監査役として新川麻氏の各氏を選任するものであります。

第3号議案 退任監査役に対する退職慰労金贈呈及び役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

退任監査役島宏一氏に対し、当社の定める一定の基準による相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は監査役の協議に一任するものであります。

また、取締役峰岸真澄、池内省五、草原繁、佐川恵一の4氏及び監査役の藤原章一氏に対し、当社の定める一定の基準による相当額の範囲内で退職慰労金を打切り支給するものであります。なお、支給の時期につきましては、各取締役及び監査役の退任時とし、その具体的金額、方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議に一任するものであります。

第4号議案 取締役等に対する業績連動型株式報酬の額及び内容決定の件

取締役（社外取締役を除く。）、執行役員及び専門役員の報酬として、株式報酬制度の導入を決定し、本制度の導入により、毎事業年度、連続する3事業年度を対象とする信託を設定し、対象期間ごとに合計25億円を上限とする金員を拠出し、当該信託を通じて740,600株を上限とする当社株式等の交付等を行うものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合 (%)
第1号議案 取締役6名選任の件 峰岸真澄 池内省五 草原繁 佐川恵一 大八木成男 新貝康司	4,597,703 4,613,029 4,612,935 4,613,658 4,613,468 4,614,948	21,537 6,213 6,307 5,584 5,774 4,294	659 659 659 659 659 659	(注)1	可決 98.08 可決 98.41 可決 98.40 可決 98.42 可決 98.41 可決 98.45
第2号議案 監査役2名及び補欠監査役1名選任の件 長嶋由紀子 西浦泰明 新川麻	4,595,777 4,617,249 4,542,615	23,304 1,834 76,468	659 659 659	(注)1	可決 98.04 可決 98.50 可決 96.90
第3号議案 退任監査役に対する退職慰労金贈呈及び 役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支 給の件	3,911,210	558,378	150,309	(注)2	可決 83.43
第4号議案 取締役等に対する業績連動型株式報酬の 額及び内容決定の件	4,595,108	24,130	659	(注)2	可決 98.02

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
2. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
- (4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由
- 本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。